

日光市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月17日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 監査の対象 | 栗山行政センター、湯西川財産区、西川財産区 |
| 2 監査の期間 | 令和5年5月22日～令和5年6月5日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

栗山行政センター

4 監査の期間

令和5年5月22日～令和5年6月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

施設使用料について、平成26年度に料金改定があったものの、現在まで改正前の料金で徴収しているものがあった。

8 意見及び要望

（1）窓口で収納した現金の取扱いについては、紛失等の事故防止の観点からも、引き続き複

数の職員によるチェックを徹底し、適正な管理に努められたい。

- (2) 市営住宅使用料の滞納対策として、納付依頼文書の発送と臨戸訪問による催告を実施しているが、負担の公平性の観点からも滞納対策をこれまで以上に強化し、収入未済額の削減に努められたい。
- (3) 施設使用料を改正前の料金で徴収していた件については、差額分を追加徴収するとのことであった。しかしながら、市の非常に厳しい財政状況の中、職員がそれぞれの所属において、市税をはじめ各種使用料等の徴収率向上や新たな財源の確保に鋭意努力をしている中であって、職員の士気低下を招きかねない事案であると考ええる。職務に対する職員の意識の改善、向上を図られたい。

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

湯西川財産区

4 監査の期間

令和5年5月22日～令和5年6月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

安ヶ森施設内の財産区有地について、適正な手続を経ずに貸し付けていた。

8 意見及び要望

（1）安ヶ森施設利用料については、施設利用者全員から入場料を徴収しているとのことであるが、当施設は外部から自由に入出りできる状態にあるため利用者全員から漏れなく入場料を徴収することは困難ではないかと思われる。利用者の負担の公平性が担保できるよう

な徴収方法、料金体系等について検討されたい。

- (2) 安ヶ森管理組合に安ヶ森施設の料金徴収のほか維持管理を委託しているが、現金の取扱い、施設の安全管理に関して事故等のないよう、定期的に現場に赴き確認を行うなど、施設設置者として指導監督を徹底されたい。
- (3) 安ヶ森施設については、維持管理を安ヶ森管理組合に委託しているほか、施設内に栗山行政センターが所管する安らぎの森四季が所在し、同組合が指定管理者として施設を管理している。安ヶ森施設の維持管理は、財産区、市、組合（委託業務受託者、指定管理者）の三者が複雑に関係しており、責任の所在も曖昧になっている。財産区内では、すでにシンプルでわかりやすい維持管理の在り方について検討を始めているとのことであるが、管理する側にとっても管理しやすく責任の所在が明確となるような体制を速やかに関係者と協議、構築し、利用者の利便性と安全性の確保の維持に努められたい。
- (4) 区有林消防警備業務委託の委託内容と保護監視員の職務内容がいずれも火災警備と盗難被害警備となっており、業務が重複している。説明によれば、両者は巡回警備の時期、箇所の違いしかなく、一方に業務を集約すれば足りるのではないかと考える。現状の森林の警備、監視業務について再点検し、集約の可能性について検討されたい。そのうえで、現状どおり業務委託を実施しつつ監視員もまた設置するのであれば、その理由について明らかにされたい。

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

西川財産区

4 監査の期間

令和5年5月22日～令和5年6月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし。